



選 択 制 確 定 拠 出 年 金 導 入 マ ニ ュ ア ル

 *Benefit Systems*

SBIベネフィット・システムズ 株式会社

選択制 確定拠出 年金導入 マニュアル

■ 加入者へのご案内(ご登録の手続き)について 3

- 1 制度導入までのお手続きの流れ 3
- 2 パンフレットの配布、申込書の回収 4
- 3 加入者登録（アップロード） 4
- 4 スターターキットの配布 4

■ 企業管理者が行う「選択制」の諸手続きについて 5

- 1 「選択制」制度スタートまでの流れ 6
- 2 「選択制」の制度設計について 6
- 3 給与規程の変更 7
 - 3-1 基本給を減額する場合の割増賃金等の考え方 7
- 4 給与明細について
 - 4-1 給与明細の変更例（変更前） 8
 - 4-2 給与明細の変更例（変更後） 8
 - 4-3 給与明細【賃金台帳】 9
- 5 最低賃金の確認、導入時の随時改定の取扱いについて 9
- 6 口座振替について
 - 6-1 制度導入後の口座振替スケジュール 10
 - 6-2 資産管理手数料・資産管理手数料預託金について 10
- 7 会計処理（仕訳） 11
- 8 掛金調整
 - 8-1 掛金調整のスケジュール 12
 - 8-2 掛金調整のスケジュール 12
- 9 役員報酬の税務上の取り扱い 13
- 10 個人型年金（iDeCo）にご加入の方の資産移換について 13
 - （ご参考）選択制確定拠出年金の承認基準 14

■ 税法上の取り扱いについて 15

- 1 事業主掛金の損金算入 16
- 2 事業主掛金の所得税の取り扱い 16
- 3 特別法人税 17
- 4 老齢給付金にかかる税金（一時金受け取り） 17
- 5 重複する勤続期間がある場合の退職所得控除額計算 18
- 6 確定拠出年金にかかる税金（年金受取） 18
- 7 給付時の税制 まとめ 19



加入者へのご案内 (ご登録の手続き)について

1 制度導入までのお手続きの流れ

導入前々月まで

- 
- ①加入者パンフレットの配布・申込書の回収
 - ②管理者 ID・PW の受領（導入前々月下旬）

導入前月

- 
- ③加入者情報の登録（アップロード）
(導入前月 20 日まで)

制度導入月

- ④スターターキット（加入者コード、初期パスワード等）を加入者に配布
- ⑤投資教育の実施

2 パンフレットの配布、申込書の回収

- ① 加入者向けパンフレット、加入申込書【注1】を対象者に配布して下さい。

【注1】 初期登録に必要な氏名、住所、基礎年金番号、掛金などの加入者登録のツールです。



- ② 加入者向けの視聴ビデオをご案内下さい。

http://www.benefit401k.com/movie/tsumitate_kanyusya.html



加入者向け視聴ビデオのQRコード

- ③ 回収締切日を設定し回収して下さい。
(導入前月の上旬まで)

4月導入の場合

3月上旬をめぐりに回収

3/20までに加入者登録(アップロード)完了

3 加入者登録(アップロード)

加入申込書のデータを基に、加入者登録を行います。

締切：導入月の前月20日

- ① 実施事業所登録完了通知書の受領、管理者サイトにログイン(導入前々月下旬)



- ② 「制度導入時の手引き」を参照し、加入者登録の準備



- ③ 加入者情報の登録(アップロード)

アップロード方法の解説動画を参照して登録ください。

掲載場所

管理者サイトメニュー「役に立つ情報」
⇒「手続き書類等一覧」
⇒「加入者登録(アップロード)の解説動画」のPDF

ID	手続き種類	ダウンロードファイル	
		通称プラン	マッチング拠出企業用
A	遺族喪失者への説明資料(60歳到達者以外)	あり	あり
B	個人別管理資産移換移籍の説明資料	あり	あり
C	確定拠出年金制度(加入者別開封用)の手引き	あり	あり
D	加入者登録(アップロード)の解説動画	あり	あり

加入者登録の完了後、2～3週間でスターターキットが到着します。

4 スターターキットの配布

スターターキットの配布(2種類となります)

- ① 加入者コード(ID)及び初期パスワードのお知らせ



個人毎に封筒に封入されています。

- ② 共通資料(DC制度教材等)



加入者に掛金の配分指定をご指示下さい。

- ① 配分指定の締切日(初回拠出日の前日)

初回拠出日：
導入月の翌月20日
(土日、祝日の場合は翌営業日)



- ② 初期手続きのご利用ガイド

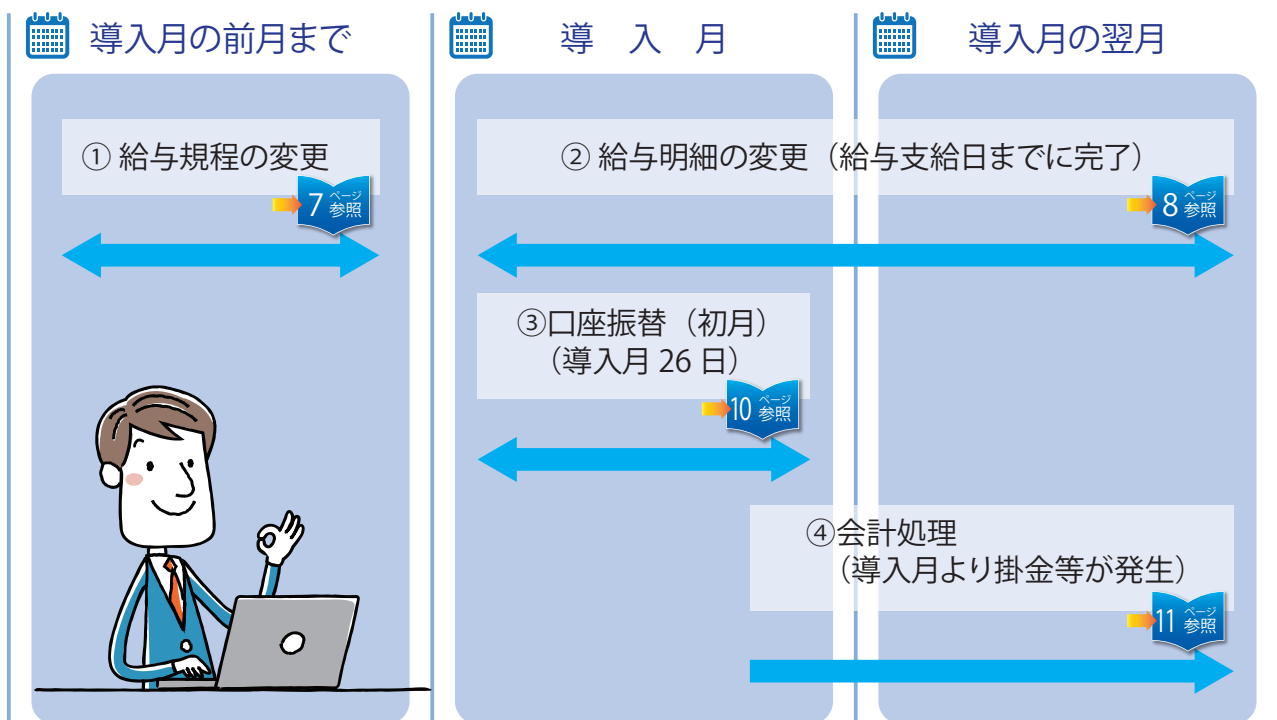
管理者サイトよりダウンロードできます。
必要に応じて印刷し配布ください。



企業管理者が行う 「選択制」の諸手続きについて



1 「選択制」制度スタートまでの流れ



2 「選択制」の制度設計について

「選択制」とは確定拠出年金の制度設計方法です。

「選択制」を導入するにあたり、賃金とは別に生涯設計手当規程を定め、「生涯設計手当」を支給します。

加入者は生涯設計手当の一部、もしくは全部を、①「確定拠出年金の掛金」として拠出すること、

または ②「生涯設計前払金」として給与に上乗せして受け取ることを選択します。

$$\text{生涯設計手当} = \text{①確定拠出年金の掛金} + \text{②生涯設計前払金}$$

「選択制」の制度設計は、新設する「生涯設計手当」の原資を給与減額することが一般的ですが、その場合、給与規程の一部を変更する必要があります。(P7 給与規程の変更例をご参照ください。)

また、「生涯設計手当」は、掛金を選択するか否かで、課税ならびに社会保険の処置が変わります。

①確定拠出年金の掛金を選択

⇒ 事業主は掛金を事業主掛金として拠出します。掛金は法人の福利厚生費として処理され、加入者の給与所得とはなりません。したがって、当該掛金は、所得税、住民税、社会保険料算定の対象外となります。

②生涯設計前払金（給与上乗せ）を選択

⇒ 生涯設計前払金は給与に上乗せして支給されるため、所得税、住民税、社会保険料の算定の対象となります。

①確定拠出年金の掛金→所得税、住民税、社会保険料算定の対象外

②生涯設計前払金→所得税、住民税、社会保険料算定の対象

3 給与規程の変更

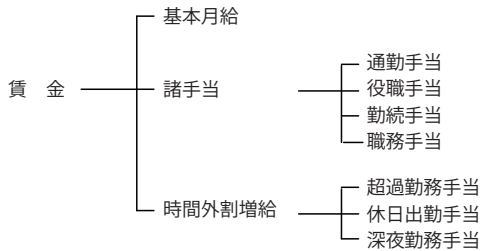
選択制の導入に併せて給与規程、退職金規程等の変更が必要です。

給与規程の変更例

第●条（賃金の構成）

賃金の構成は以下のとおりとする。

なお、下記賃金とは別に生涯設計手当を支給する。



※給与減額を伴わない基本給付金を上乗せる場合には、「生涯設計手当」を「加算給付金」（給与を原資に創設した部分）にご変更ください。

【基本給付金とは】給与の減額を伴わずに会社が負担する確定拠出年金の掛金。

【加算給付金とは】DC掛金とするか、生涯設計前払金として給与に上乗せて受取るのか選択するもの。

第●条（遅刻・早退等の賃金控除）

欠勤・遅刻・早退・私用外出及び無休休暇分を控除する場合は、次の区分により控除する。

- ① 欠勤及び無休休暇のとき

$$\left(\text{基本月給} + \text{生涯設計手当} \right) \div \text{賃金計算該当月の営業日数} \times \text{欠勤などの日数}$$
 を控除する。
- ② 遅刻・早退・私用外出のとき
 (ア) $\left(\text{基本月給} + \text{生涯設計手当} \right) \div 160 \text{ 時間} \times \text{遅刻等の時間}$ を控除する。
 (イ) 1日につき1分単位で控除する。1分未満は切り捨てるものとする。

第●条（中途採用等の賃金計算）

社員が、賃金計算期間の途中で採用、退職、休暇、復職したときは、基本月給及び生涯設計手当を日割計算により支給する。日割り計算の基準は、賃金計算該当月の営業日数による日割とし、基本月給及び生涯設計手当を出勤日数に応じて支給するものとする。

第●条（超過勤務手当）

- 1、社員が所定の就業時間を超えて勤務した場合、超過勤務手当を支給する。
- 2、超過勤務手当の額は、以下の計算式に基づくものとする。

$$\left(\text{基本月給} + \text{勤続手当} + \text{生涯設計手当} \right) \div 160 \text{ 時間} \times 1.25 \times \text{超過勤務時間数}$$

3 -1 基本給を減額する場合の割増賃金等の考え方

「生涯設計手当」の原資として基本給等を減額した場合、割増賃金及び日割賃金が減額とならないよう、割増賃金基礎単価、日割賃金基礎単価に生涯設計手当を含めて算定します。

確定拠出年金の掛金を選択した場合であっても、従業員にとって不利益とならないよう生涯設計手当を基礎単価に含めて計算します。

割増賃金の計算例（生涯設計手当が基本給から減額された場合）

減額後の基本給 17 万円（基本給 19 万円 - 生涯設計手当 2 万円）

⇒ (減額後の基本給 17 万円 + 各種手当) ÷ 160 時間 × 1.25 × 超過勤務時間数

（計算式は上の超過勤務手当を使用）

上記の算定では生涯設計手当 2 万円が超過勤務手当の計算対象から外れるため、加入者に不利益となります。

よって、加入者の不利益変更を回避するため、生涯設計手当を基礎単価に含めて下記のように計算します。

⇒ (減額後の基本給 17 万円 + 生涯設計手当 2 万円 + 各種手当) ÷ 160 時間 × 1.25 × 超過勤務時間数



4 給与明細について

4-1 給与明細の変更例（変更前）

平成30年●月分給与		明細書	
氏名	様		
所属			
勤	意	支	給
所定就労日	31.00	基本給	190,000
出勤日数	22.00	職位手当	20,000
有給日数	0.00	通勤手当	5,000
欠勤日数	0.00	住宅手当	20,000
休日出勤日数	0.00	通常時外手当	16,964
休日日数	0.00	深夜時外手当	565
遅刻早退回数	0.00	休日時外手当	0
通常1	0.00		
通常2	12.00	小口現金	0
深夜1	0.00		
深夜2	2.00		
休日残業時間	0.00		
早出残業時間	0.00		
税額表	甲欄		
扶養人数	0	合 計	252,529
		控	除
		健康保険料	11,964
		介護保険料	0
		厚生年金保険	20,544
		雇用保険	1,248
		社会保険料計	33,756
		課税対象額	218,773
		所得税	5,040
		住民税	0
		合 計	38,796
		そ の 他	
		年調徴収金	0
		年調還付金	0
		合 計	0
		差引支給額	213,733
		振 込 支 給 額	
		振込支給合計	0
		合 計	213,733
		現金支給額	0
		現金支給額	0

4-2 給与明細の変更例（変更後）

ご参考（変更前の基本給を「旧基本給」、変更後の基本給を「新基本給」とする）

旧基本給 = 新基本給 + 生涯設計手当（新基本給=旧基本給-生涯設計手当）

生涯設計手当 = 生涯設計前払金 + （加入者が選択した）確定拠出年金掛金
 （課税対象、給与とともに支給する） （課税対象外、給与として支給せず事業主掛金として拠出する）

生涯設計前払金 = 生涯設計手当 - （加入者が選択した）確定拠出年金掛金

平成30年●月分給与		明細書	
氏名	様		
所属			
勤	意	支	給
所定就労日	31.00	基本給	170,000
出勤日数	22.00	職位手当	20,000
有給日数	0.00	通勤手当	5,000
欠勤日数	0.00	住宅手当	20,000
休日出勤日数	0.00	通常時外手当	16,964
休日日数	0.00	深夜時外手当	565
遅刻早退回数	0.00	休日時外手当	0
通常1	0.00		
通常2	12.00	小口現金	0
深夜1	0.00		
深夜2	2.00	生涯設計前払金	10,000
休日残業時間	0.00		
早出残業時間	0.00		
税額表	甲欄		
扶養人数	0	合 計	242,529
		控	除
		健康保険料	11,964
		介護保険料	0
		厚生年金保険	0
		雇用保険	0
		社会保険料計	0
		課税対象額	0
		所得税	0
		住民税	0
		そ の 他	
		年調徴収金	0
		年調還付金	0
		合 計	0
		差引支給額	0
		振 込 支 給 額	
		振込支給合計	0
		合 計	0
		現金支給額	0
		現金支給額	0

確定拠出年金掛金10,000円

- ① 確定拠出年金導入後は基本給から生涯設計手当（給与を原資に新設した手当）を減額し、生涯設計前払金【生涯設計手当から、（加入者が選択した）確定拠出年金掛金を差し引いた金額】の項目を追加します。*
- ② 給与明細の変更は、加入対象者全員（加入対象者が正社員の場合は正社員全員）に対して実施が必要です。
- ③ 生涯設計手当は残業代等の基礎単価に含めることができます。
- ④ 生涯設計手当より、（加入者が選択した）確定拠出年金掛金を差し引いた金額を生涯設計前払金として支給してください。
- ⑤ （加入者が選択した）確定拠出年金掛金は給与所得とならないため、社会保険料・所得税・住民税の対象外となります。
- ⑥ 備考欄に、（加入者が選択した）確定拠出年金掛金を記載することができます。

※ 給与減額を伴わない基本給付金を上乗せする場合は「生涯設計手当」を「加算給付金」に読み替えてください。

【基本給付金とは】給与の減額を伴わずに会社が負担する確定拠出年金の掛金。

【加算給付金とは】DC掛金とするか、生涯設計前払金として給与に上乗せして受取るか選択するもの。

4 -3 給与明細【賃金台帳】

〇〇〇〇年 賃 金 台 帳																
生年月日	雇入年月日	所 属										氏 名	性 別	社 員 番 号		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	賞与1	賞与2	合 計	
支 給	基本給	170,000														
	職位手当	20,000														
	通勤手当	5,000														
	住宅手当	20,000														
	通常時外手当	16,964														
	深夜時外手当	565														
	休日時外手当															
	小口現金															
	生涯設計前払金	10,000														
	その他調整(課税)															
控 除	課税支給額	242,529														
	非課税支給額	0														
	総支給額	242,529														
	健康保険料	11,964														
	介護保険料															
	厚生年金保険	20,544														
	雇用保険	1,248														
	社会保険料合計	33,756														
	課税対象額	215,773														
	所得税	5,040														
除	住民税															
	その他控除1															
	その他控除2															
	その他控除3															
	控除合計額	38,796														
	差引支給額	210,733														

賃金台帳に係るポイント

支給項目に生涯設計前払金を追加します。

5 最低賃金の確認、導入時の随時改定の取扱いについて

●最低賃金の確認

生涯設計手当のうち、**確定拠出年金の掛金**として選択した金額は、最低賃金の対象となる賃金に**含めることができません**。

掛金を選択したことにより、最低賃金法に抵触するケースが想定されますので確認が必要です。

最低賃金法に抵触することがないよう、加入者が選択する掛金額にご留意下さい。

(**生涯設計前払金**として、給与に上乗せして受取ることを選択した金額は、最低賃金の対象となる賃金に**含められます**。)

確定拠出年金掛金



「確定拠出年金の掛金」は事業主掛金として拠出することを選択したため、最低賃金の対象となる賃金に**含められない**。

基本給等 + 生涯設計前払金



「生涯設計前払金」は給与に上乗せして受け取ることを選択したため、最低賃金の対象となる賃金に**含められる**。

●導入時の随時改定の取扱いについて

企業型確定拠出年金導入に合わせて加入者となった場合、確定拠出年金の掛金として拠出することを選択した結果標準報酬月額が2等級以上変動した場合、導入月を起算月とする随時改定に該当します。(導入月より加入者となる場合のみ該当)

一方、導入月より後に加入者となり掛金として拠出することを選択し、標準報酬月額が2等級以上変動した場合でも、随時改定には該当しません。

導入月から加入者となり、標準報酬月額が2等級以上変動した場合のみ、随時改定に該当
(導入月から遅れて加入者となった場合は対象外)

6 口座振替について

6-1 制度導入後の口座振替スケジュール

- ◎ 制度導入月は掛金・収納代行手数料のみの口座振替となります。
(制度導入月の26日 土曜、日曜、祝日の場合は翌営業日)
- ◎ 運営管理手数料(初期導入費用含む)は導入月翌月からの口座振替となります。

口座振替が不能とならないよう26日前日までにご準備下さい。

導入月以降の口座振替スケジュール

○：引き落としがある月
△：発生都度

		掛 金	運営管理手数料				資産管理 手数料	収納 代行 手数料	資産管理 手数料 預託金
			企業型 導入費用	口座開設 手数料	事業主 手数料	加入者 手数料			
20x1年4月	制度導入月	○						○	
20x1年5月	制度導入月+1	○	○	○	○	○		○	
20x1年6月	制度導入月+2	○		△	○	○	○	○	○
20x1年7月	制度導入月+3	○		△	○	○	○	○	
20x2年1月	(預託金再計算)	○		△	○	○	○	○	○(差額)

6-2 資産管理手数料・資産管理手数料預託金について

① 資産管理手数料とは

資産管理機関(信託銀行)が加入者の年金資産を管理する手数料となります。

② 資産管理手数料預託金とは

1年分相当の資産管理手数料を資産管理手数料預託金としてお預かりするものです。

総合型プランでは多くの事業所が参加するため、倒産などのやむを得ない事情で脱退する事業所も想定されます。資産管理手数料の徴収が不可能となるケースに備えて預託金をお預かりしております。

初回預託金 : (初回掛金 × 12 カ月 + 初回拠出時の年金資産の合計額) × 資産管理手数料率
(初回預託金は3回目の口座振替時に請求)

二回目以降 : (12 月掛金 × 12 カ月分 + 12 月末の年金資産残高) × 資産管理手数料率
上記金額と預託金額の差額を翌年1月に徴収もしくは **※返金します。**

※掛金額・年金資産残高の減少がある場合返金されるケースもございます。

7 会計処理(仕訳)

- ◎ 企業型（確定拠出年金）で掛金を支出した場合、確定拠出年金関連費用（費用項目 - 福利厚生費）等の勘定科目を新設し、次の仕訳をします。

仕訳処理例

制度導入前

借 方	貸 方	説 明
給 与	現金預金	差引支給額
	預り金	控除項目

制度導入後

借 方	貸 方	説 明
給 与	現金預金	差引支給額 (確定拠出年金掛金を控除した額)
	預り金	控除項目
確定拠出年金関連費用 ※	現金預金	SBI ベネフィット・システムズより 郵送された口座振替明細書 (毎月中旬に送付) を転記

※ 給与減額を伴わない基本給付金を上乗せする場合には、基本給付金を含めた金額を確定拠出年金関連費用として処理ください。

役員・従業員の区別なく確定拠出年金費用として処理ください。



8 掛金調整

8-1 掛金調整のスケジュール

◎ 掛金の初回口座振替は制度導入月の26日となります。

4月制度導入の場合 4月掛金を4/26に企業口座より口座振替。

掛金の流れ



*1 口座振替日また拠出日が土・日・祝日の場合翌営業日

「拠出」
とは？

加入者のDC口座へ掛金が着金することを「拠出」と言います。毎月26日に事業主口座より振替えられ、翌月の20日に各加入者のDC口座に拠出します。

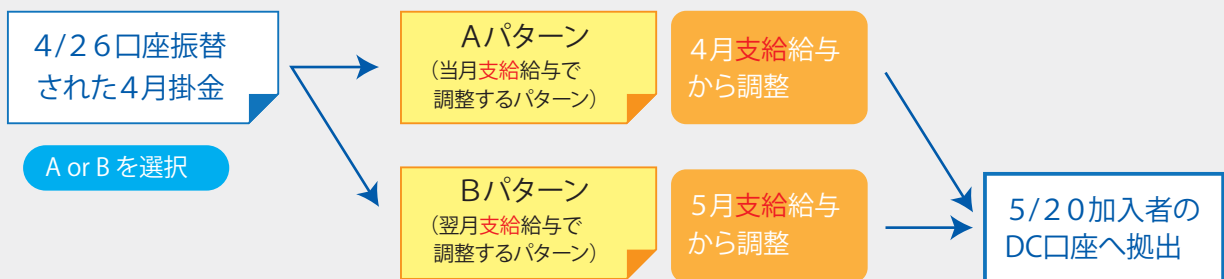
◎ 給与の調整開始は、一般的に制度導入月もしくは翌月支給の給与

から調整します。(4月制度導入の場合、4月支給もしくは5月支給の給与で調整開始)

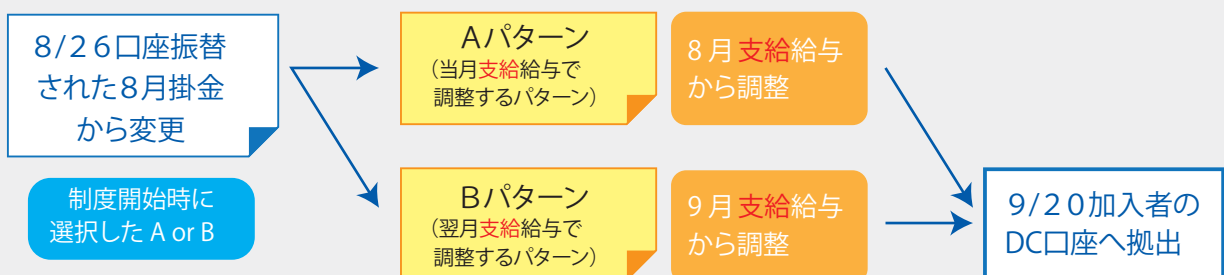
◎ 給与を調整する月に法令上の定めはありませんので、企業ごとに決定します。

8-2 掛金調整のスケジュール

■4月制度開始の場合



■掛金等の変更が生じた場合



9 役員報酬の税務上の取り扱い

役員は加入時期や加入方法によって、税務上の取り扱いが異なるためご注意ください。

役員報酬を
減額して掛金を
拠出する場合

加入時期が役員報酬の改定時期と重ならない場合、役員報酬の減額部分が定期同額に反するため損金（会社経費）として認められず、課税対象（損金不算入）となる可能性があります。

➡ 役員報酬の損金が認められるよう役員報酬の改定時期に合わせて、掛金を拠出します。

※注）役員報酬は、会社法上、定款または株主総会の決議により定める必要があります。
また、税務調査等で損金算入を否認されないよう、議事録を作成する必要があります。

役員報酬とは
別に掛金を拠出
する場合

拠出した掛金は役員報酬とみなされず、全額福利厚生費として損金処理が認められます。

➡ 役員報酬とは別に事業主掛金として拠出する場合は、その掛金は報酬とみなされないため、報酬改定時期以外であっても加入できます。
（この場合も議事録の作成を推奨します。）

●役員報酬の税務上の取り扱いについての詳細は、所轄の税務署や顧問税理士等にご確認ください。

10 個人型年金（iDeCo）にご加入の方の資産移換について

- ◎ 今回、企業型確定拠出年金を新たに実施することにより、企業型に加入を希望される方は、個人型確定拠出年金（iDeCo）の年金資産（個人別管理資産）を企業型の口座に資産移換することが可能です。
- ◎ 加入者初期登録（アップロード）の完了後、移換を希望する加入者の移換申請書を企業管理者にお取りまとめいただき、当社宛に提出いただきます。
- ◎ 移換手続きの詳細につきましては、後日配布する「**制度導入時の手引き**」をご参照ください。



導入月の
前々月下旬に
発送します。



（注意）iDeCo の加入者が企業型で掛金を拠出する場合、加入者は iDeCo の資格喪失手続きが必要となります。企業型の年金規約で iDeCo との同時加入可能と定めている場合はこの限りではありませんが、企業型の拠出限度額が制限されます。

(ご参考) 選択制確定拠出年金の承認基準

- ◆ 選択制確定拠出年金は給与を原資に生涯設計手当（前払い退職金）を設定し、当手当を原資として掛金を従業員が選択できるように設計します。
- ◆ 選択制確定拠出年金を実施する場合は、以下の承認基準の要件を満たす必要があります。

確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）

第1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項

<略>

1. 企業型年金加入者とすることについての「一定の資格」の内容

- (1) 法第3条第3項第6号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。

<略>

④「希望する者」

従業員のうち、「加入者となることを希望した者」のみ企業型年金加入者とする。

- (2) 企業型年金加入者とするについて「一定の資格」を定める場合には、基本的には、

ア 上記(1)の①及び②に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、厚生年金基金（加算部分）、確定給付企業年金、適格退職年金又は退職手当制度（退職手当前払い制度を含む。）が適用されていること

イ 上記(1)の③及び④に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、確定給付企業年金（④に掲げる場合に限る。）又は退職手当制度（退職金前払い制度を含む。）が適用されていること

とするとともに、当該制度において企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じられ、企業型年金加入者とならない従業員について不当に差別的な取扱いを行うこととならないようにすること。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/hourei_kyoshutsu.html

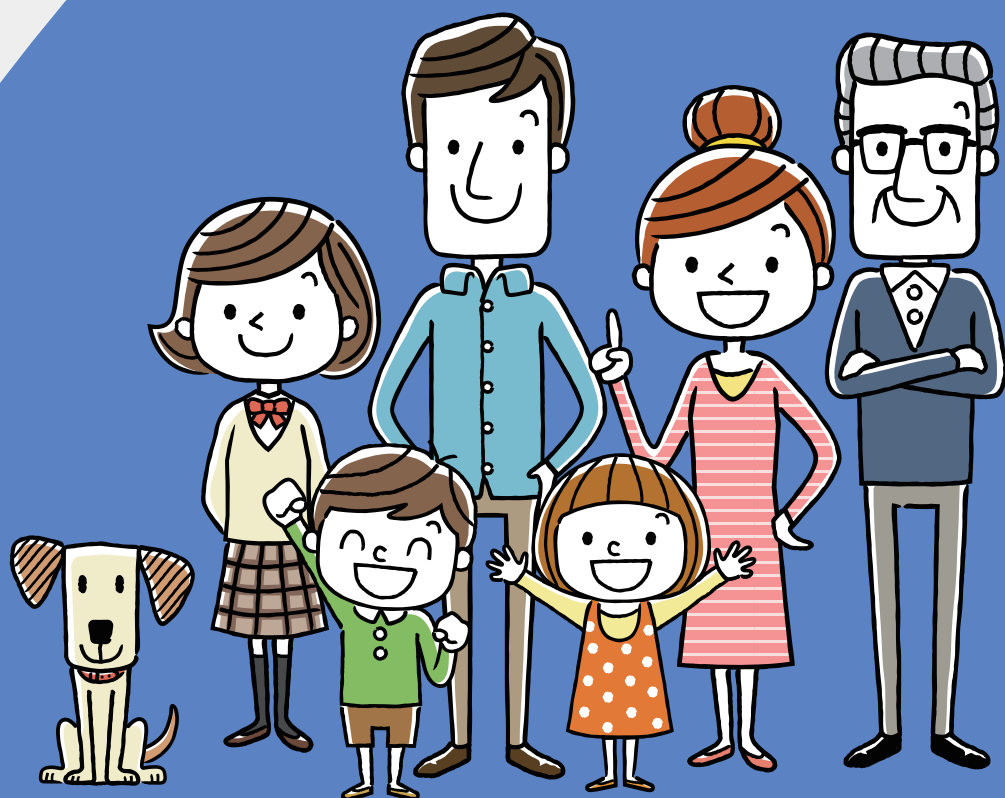
- ◆ また、給与を減額して確定拠出年金の掛金とすることは認められています。以下の Q&A が各地方厚生局に対して年金局から事務連絡が発出されています。

No.70 （問） 給与や賞与を減額して、その減額分をもって確定拠出年金の掛金とすることは可能か。

（回答） 給与や賞与の減額の可否については、給与規程の問題である。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/kakutei/qa.html>

税法上の取り扱いについて



1 事業主掛金の損金算入

◆ 選択制確定拠出年金の事業主掛金は損金算入が認められています（法人税法施行令第 135 条）。

	企業型確定拠出年金	個人型確定拠出年金
負担者	企 業	個 人
税 制	損金算入	小規模企業共済等掛金控除

（確定給付企業年金等の掛金等の損金算入）

〈法人税法施行令〉第 135 条

内国法人が、各事業年度において、次に掲げる掛金、保険料、事業主掛金、信託金等又は信託金等若しくは預入金等の払込みに充てるための金銭を支出した場合には、その支出した金額（第 2 号に掲げる掛金又は保険料の支出を金銭に代えて株式をもつて行った場合として財務省令で定める場合には、財務省令で定める金額）は、**当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。**

三 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 4 条第 3 項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約に基づいて同法第 2 条第 8 項（定義）に規定する**企業型年金加入者のために支出した**同法第 3 条第 3 項第 7 号（規約の承認）に規定する**事業主掛金**（同法第 54 条第 1 項（他の制度の資産の移換）の規定により移換した確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号）第 22 条第 1 項第 5 号（他の制度の資産の移換の基準）に掲げる資産を含む。）

2 事業主掛金の所得税の取り扱い

◆ 企業型（選択制）の事業主掛金は給与所得に含まれません（所得税法施行令第 64 条）。

〈所得税法施行令〉

（確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い）

第六十四条 事業を営む個人又は法人が支出した次の各号に掲げる掛金、保険料、事業主掛金又は信託金等は、当該各号に規定する被共済者、加入者、受益者等、企業型年金加入者又は信託の受益者等に対する**給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。**

四 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第三項（承認の基準等）に規定する**企業型年金規約に基づいて**同法第二条第八項（定義）に規定する**企業型年金加入者のために支出した**同法第三条第三項第七号（規約の承認）に規定する**事業主掛金**



3 特別法人税

- ◆ 個人別管理資産に対し、年率 1.173%の特別法人税が課税されます。
- ◆ 現状では、景気低迷及び金利水準の低下への配慮から課税が凍結され続けています。

◆特別法人税の課税の状況

1957 年 4 月 1 日～ 1999 年 3 月 31 日	課税
1999 年 4 月 1 日～ 2001 年 3 月 31 日	課税停止開始（2 年間）
2001 年 4 月 1 日～ 2003 年 3 月 31 日	課税停止延長（2 年間）
2003 年 4 月 1 日～ 2005 年 3 月 31 日	課税停止延長（2 年間）
2005 年 4 月 1 日～ 2008 年 3 月 31 日	課税停止延長（3 年間）
2008 年 4 月 1 日～ 2011 年 3 月 31 日	課税停止延長（3 年間）
2011 年 4 月 1 日～ 2014 年 3 月 31 日	課税停止延長（3 年間）
2014 年 4 月 1 日～ 2017 年 3 月 31 日	課税停止延長（3 年間）
2017 年 4 月 1 日～ 2020 年 3 月 31 日	課税停止延長（3 年間）

4 老齢給付金にかかる税金（一時金受け取り）

- ◆ 確定拠出年金の老齢給付金を一時金で受取る場合、同一時金は退職所得とみなされ分離課税の対象となります。源泉徴収の対象となり、原則として確定申告は必要はありません。

① 課税退職所得の計算

退職所得の金額＝（老齢給付金（一時金額）－退職所得控除額）×1／2

② 退職所得控除額

勤続年数 ※1	退職所得控除額
20 年以下の場合	40 万円×勤続年数 ※80 万円に満たない場合は 80 万円
20 年超の場合	40 万円×20 年+70 万円×（勤続年数－20 年）

※1 確定拠出年金の掛金の払込期間が勤続年数とみなされます（個人型・企業型の運用指図者期間を除く）。
従前の退職金や企業年金等からの制度移行があった場合には、その制度移行により算入された期間を含みます。

③ 退職金にかかる税金の計算

本年および前年以前 14 年以内に別途退職手当等が支給されている場合は、退職所得控除額の調整が行われます。

所得税

課税退職所得	税率 ※2	源泉徴収税額
195 万円以下	5%	課税退職所得 × 5%
195 万円超～ 330 万円以下	10%	課税退職所得 × 10%－ 9.75 万円
330 万円超～ 695 万円以下	20%	課税退職所得 × 20%－ 42.75 万円
695 万円超～ 900 万円以下	23%	課税退職所得 × 23%－ 63.6 万円
900 万円超～ 1,800 万円以下	33%	課税退職所得 × 33%－ 153.6 万円
1,800 万円超～ 4,000 万円以下	40%	課税退職所得 × 40%－ 279.6 万円
4,000 万円超～	45%	課税退職所得 × 45%－ 479.6 万円

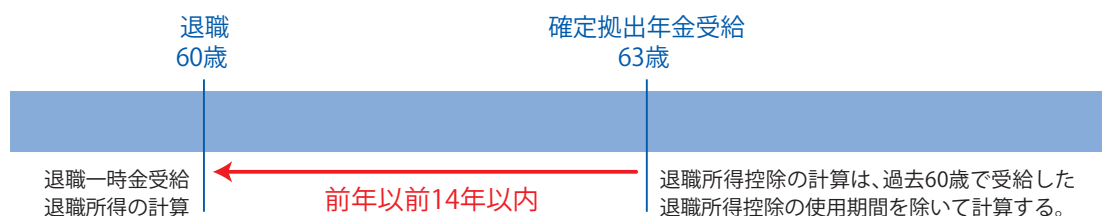
※2 平成 25 年 1 月 1 日から 25 年間で、お支払にかかる源泉徴収税額（所得税額）には、「復興特別所得税」が新たに加算されます。

住民税

課税退職所得	税率
一律	10%

5 重複する勤続期間がある場合の退職所得控除額計算

- ◆ 退職手当等を前年以前に支払を受けた場合に、それぞれの退職手当等についての勤続年数をもとに退職所得控除額を計算すると、それぞれの勤続期間に重複する期間がある場合には1か所に勤務する者が支払を受ける退職手当等の退職所得控除額より多額の控除額を受けられるため、その退職手当等の支払を受けた年の前年以前4年内（その年も含め5年間）に支払を受けた他の退職手当等の勤続期間との重複を排除して勤続年数を計算し、退職所得控除額を求める（所法30⑤― 所令70①二、②、③）。
- ◆ 確定拠出年金の老齢給付金は、原則として60歳から70歳までの間に、受給権者の意思により請求することができるため（確定拠出年金法33① 34,73）、受給権者が、老齢給付金の請求時期を調整することにより多額の退職所得控除額を受けることのないよう、確定拠出年金に係る退職一時金を受けた場合は、その年の前年以前14年内（その年も含め15年間）に支払を受けた他の退職手当等の勤続期間との重複を排除して勤続年数を計算し、確定拠出年金に係る退職一時金の退職所得控除額を求める（所令70①二）。



■ 退職所得の申告書 C欄

あなたが前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。					
C	⑥ 前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	① うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間 ☐ 有 ☐ 無	自 年 月 日 年
					至 年 月 日 年

6 確定拠出年金にかかる税金（年金受取）

- ◆ 老齢給付金を年金として受け取る場合は、雑所得となります。
- ◆ 受取金額の7.5%（※1）が源泉徴収されます。他の公的年金等と併せて公的年金等控除が適用されます。一年間の総所得に基づく所得税額に差額がある場合、確定申告により精算が可能です。

① 課税所得金額＝公的年金等の収入金額－公的年金等控除額

② 公的年金等控除

年金受給者の年齢	その年中の公的年金等の総収入額（A）	公的年金等控除
65歳以上	（公的年金等の収入金額の合計額が120万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。）	
	120万円超 330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	A×25%+37.5万円
	410万円以上 770万円未満	A×15%+78.5万円
	770万円以上	A×5%+155.5万円
65歳未満	（公的年金等の収入金額の合計額が70万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。）	
	70万円超 130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	A×25%+37.5万円
	410万円以上 770万円未満	A×15%+78.5万円
	770万円以上	A×5%+155.5万円

（※1）平成25年1月1日から25年間、お支払にかかる源泉徴収税額（所得税額）には、「復興特別所得税」が新たに加算されます。

7 給付時の税制 まとめ

	支給事由	支給事由	税制上の分類	税制上の優遇措置
給付	老齢給付金	一時金	退職所得	退職所得控除
		年金	雑所得	公的年金等控除
	障害給付金	一時金	非課税	—
		年金	非課税	—
	死亡一時金	一時金	みなし相続財産	非課税限度額 (500万円に法定相続人の 数を乗じた額)
脱退	脱退一時金	一時金	一時所得	特別控除 (最大 50 万円まで非課税)
移換 (離転職時)	所得とみなさない	—	非課税	—

本資料について

- ◆ 記載のデータは、当社が信頼できると判断した情報等に基づき作成をしておりますが、その情報の正確性・確実性について当社が保証するものではありません。
- ◆ 法律・会計・税制上の助言をなすものではありません。法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認・ご相談くださいますようお願い申し上げます。
- ◆ 作成日時点での情報等に基づき資料を作成しておりますが、法改正等により内容が異なる場合もございます。



お問い合わせ先

当冊子に対するご不明な点は下記までお問い合わせください



SBIベネフィット・システムズ 株式会社

営業企画部 Tel.03-6229-0041